

## 令和4年度第1回特別職報酬等審議会 議事録要旨

開催日時 令和4年10月4日（火）  
午後3時15分から午後5時まで

場 所 広陵町役場 3階 大会議室

出席者 審議会委員 全5名  
事務局 全5名（副町長、企画部長、次長、秘書人事課課長補佐、係長）

### 1 委嘱状の交付

町長が他の公務により欠席のため、副町長から委員4名に委嘱状の交付を行った。  
（1名遅参のため後で交付）

### 2 副町長挨拶

前回、平成29年度に開催して以来、5年ぶりの開催になる。この間、社会経済情勢や地方自治体を取り巻く状況等が変化していることを踏まえ、また、令和4年度の人事院勧告を参考として、特別職の職務・職責に見合った給料であるのか、町民の皆様に理解される適切な水準であるのかといった点について、ご審議いただきたい。

委員の皆様には、長年本町の役職を担ってくださっている方、学識経験のある方、各法律の専門家の方など、様々な立場から委員になっていただいている。町民としての目線、専門家としての目線から、忌憚のないご意見を頂戴したい。

### 3 委員紹介

各委員から、自己紹介を兼ねて挨拶があった。

### 4 事務局紹介

事務局（町）の出席者を紹介した。副町長、企画部長及び秘書人事課員3名が出席した。

### 5 会長選出（挨拶）

会長の選出について、特別職報酬等審議会条例の規定により委員の互選で決定するが、委員から事務局案の提示を求められた。事務局からは、会長に奈良県立大学

准教授の米岡秀眞氏を推薦したところ、全委員（1名遅参）から承認された。

（会長あいさつ）

この度は会長にご指名いただき大変恐縮している。専門分野は主に地方財政と人事行政を研究している。色んなご意見をいただき集約するような形で答申にまとめられたらと思うので、よろしく願いしたい。

## 6 会長職務代理者の指定（挨拶）

会長職務代理者の選出について、特別職報酬等審議会条例の規定により会長の指定で決定する。会長が広陵町人権擁護委員の内田里馨子氏を指定したところ、全委員から承認された。

## 7 諮問

副町長から米岡会長へ諮問書が手渡された。内容は2点あり、諮問事項として「町長、副町長及び教育長の給料の額について」、意見を求める事項として「議会議員及び特別職の期末手当の改定を、特別職の国家公務員の給与改定に準じて行うことについて」である。

## 8 事務局説明（審議会の日程と運営方法）

事務局から審議会の日程と運営方法の説明。事務局としては、1点目の諮問事項については、本日を含めた3回の審議で結論を出し、町長へ答申し、令和5年3月議会に条例の改正案の提出を考えている。したがって、審議会は第2回目を11月1日、第3回目をは12月初旬に開催し、答申案を作成し、2月初旬までには答申というスケジュールとなる。また、2点目の意見を求める事項については、12月議会で給与改定に関する議案を上程するため、本日を含め2回の審議でご意見をいただきたいと考えている。

運営方法については、町では行政情報を積極的に公開するという方針のもと、本審議会についても傍聴希望者がいれば許可のご承認をお願いしたい。

また、本日の会議内容について、発言者を特定できないようにし、後日ホームページに掲載する予定であるので、ご承認いただきたい。

## 9 議題

### (1) 事務局による資料の説明

資料一覧を参照いただきたい。今回、資料1から11まで用意しており、資料1から順にご説明する。

#### 【資料1】令和4年度広陵町特別職報酬等審議会委員名簿

任期を令和4年10月1日から令和6年9月30日までとして、本日任命をさせていただいた。

## 【資料2】 広陵町特別職報酬等審議会条例

当審議会の条例であり、広陵町の条例に基づいた審議会ということで、審議会委員である皆様は、広陵町の非常勤特別職という位置づけとなっている。当条例は、6月に委員の選任要件及び審議の対象事項等について条例改正を行った。従前は、本町の住民等を委員として、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額を審議の対象としていたが、改正により、審議会の専門性及び客観性の更なる向上を図り、より幅広い事項を審議の対象とした。

## 【資料3】 広陵町特別職の給料等の状況

本年8月現在の町長、副町長、教育長、これら町三役の給料、手当等を一覧にまとめたものである。

表の一番上段に、現行（条例上の額）、実支給額（抑制関係）とあるが、現行というのは、正規に条例上にうたわれた額であり、前回平成29年度に開催した特別職報酬等審議会の答申を受け、三役の給料額の改正を行ったもの。実支給額とあるのは、給料額の改正を行った際、町長の意向により、当時在職する者に限り改正前の額を支給する経過措置を設け抑制したため、町長・副町長の二役については、条例上の額と実支給額が異なっている。今回の審議会においては、実支給額は参考とし、あくまで条例上の額について審議いただきたい。

現行（条例上の額）月額欄で、給料のほう町長は84万円、副町長は69万2,000円、教育長は61万3,000円ということになっている。地域手当については、給料に対して6%の金額である。この地域手当は、地域の民間賃金水準を適切に反映させるため、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される。国が地域を指定して、3から20%の支給率を定めている。奈良県では広陵町は6%、このあたりの団体は6%であり、奈良市は10%。吉野郡等はゼロ%。

年額の欄は、これら月額給与12カ月分と、期末手当、いわゆるボーナスを合わせた分が計の欄に年収として出てきている。町長が1,444万8,378円となっている。副町長、教育長も同様である。

参考1では、広陵町議会議員の報酬等の状況を掲載している。今回、議員報酬については諮問事項ではないが、期末手当に関する事項での参考になっている。

参考2では、類似団体における令和4年と平成29年の給料月額最高額、最低額、平均額を掲載している。類似団体というのは、全国の市町村を人口規模、産業構造別によって分類したもの。広陵町は、人口2万人以上の町村で、かつ2次、3次の産業構造が80%のVの2というグループに属し、全国に98団体ある。その98団体の最高額、最低額、平均額を参考に調べている。令和4年では町長の最高が92万円、最低が59万2千円、平均79万8,121円、平成29年では最高92万円、最低が59万2千円、平均が79万6千円という状況になっている。町長の額について令和4年と平成29年の比較すると、本町では、26,000円増額となったことに対し、98団体の最高額・最低額に変動はなく、平均額は、2,121円の増額という状況になっている。

参考3では、現在の町一般行政職の最高の給与の所得者を掲載している。行政職給料表の7級46号の部長級の職員である。給料が月額43万9千円、手当を含めると54万8,020円ということになっている。それらにボーナスを含めて年額にすると、一番右端の年収ということで891万416円という状況になっている。

#### 【資料4】 広陵町特別職の報酬等の改定経過

平成21年度からこれまでの特別職の給料の改定経過を掲載している。まず町長の欄では、1,000円単位で、平成21年度から25年度までが84万円、平成26年度から29年度までが81万4,000円、平成30年度から現在に至るまでが84万円となっている。これらの額は、正規に条例上にうたわれている額になり、実支給としては減額を行っている時期がある。

平成25年度まで84万円であったところ、平成26年度に条例改正を行い81万4千円に減額となっているが、さらに、平成28年度・平成29年度では、クリーンセンターでの事故等の管理監督責任ということで、20%または30%減額している時期がある。平成30年度には、特別職報酬等審議会の答申を受け、条例改正により84万円となったが、経過措置として当時在職の者に限り改正前の額81万4,000円を支給している。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の動向を踏まえ、さらに20%減額しており、令和3年度には町長の3期目就任にあたり、その任期の間、前任期と同様に支給額を減額する条例改正を行っている。また、新型コロナウイルスワクチン接種に係る医師の手配誤りや町県民税に係る給与支払報告書の紛失事案等があったため、それらの責任により20%の減額を行っており、令和4年度では資料3で表す状況となっている。副町長についても町長と同じような状況で改定の経過をたどっている。教育長については、令和元年度の再就任時に、平成30年度に設けられた経過措置の適用が外れ条例上の額が支給額となり、以降、不祥事等による減額については町長及び副町長と同じような状況で改定の経過をたどっている。

備考欄には、退職手当及び期末手当の改定について掲載している。

#### 【資料5】 県内類似団体等の三役の給料等支給一覧

(県内類似団体町等として斑鳩町、三郷町、田原本町、上牧町、王寺町、河合町の資料を掲載している。)河合町は、類似団体別では同じグループではないが、北葛城郡ということで参考に掲載している。

表の左から、現行の条例上の額を掲載し、次に現行の前という欄は、現行の給料額の前の額がいくらであったかを参考に掲載している。一番右側の欄に実支給額(抑制関係)があり、本町の二役と河合町の三役の実支給額が現行の金額よりも減額になっている。

#### 【資料6】 県内類似団体等の三役の期末手当一覧

資料5と同じ町の三役の期末手当の一覧を掲載。本町の二役と田原本町の三役の支給率は年間で3.05、広陵町教育長は3.2、その他は3.25となっており、期末手当基礎額に支給率を掛けたものが期末手当ということになっている。期末手当基礎額は、給料額をもとに算出される。

本町は、町長、副町長の給料について減額していたこともあり、期末手当についても支給率の引き上げを見送った時期があるため、他と比較して低くなっている。

#### 【資料7】 全国類似団体における町村長等の給料月額

全国類似団体のV-2グループの三役の給料月額を掲載している。

また、枝番がついている資料7の1、7の2、7の3ではそれぞれ町村長、副町村長、教育長の給料月額を高い順に並べている。98団体中、町長は23番目、副町長は17番目、教育長は32番目となっている。

## 【資料 8】 地方公務員の給与改定の手順

地方公務員の給与改定の手順をフロー図で表したものの。

国家公務員の給与改定の流れについて、まず人事院勧告とは、国家公務員については労働基本法が制約され、給与など勤務条件の改定に自ら関与できないため中立第三者機関として人事院という組織があり、人事院が公務員と民間企業の給与の水準を均衡させるため調査を行い、国会と内閣に必要な見直しを求める制度である。国では、この人事院勧告を受けて、その取扱いについて閣議決定を行い、国会に給与法改正法案を提出する。

地方公務員については、人事委員会が置かれている団体（都道府県や指定都市、特別区等）、と人事委員会が置かれていない団体（一般の市町村）にわかれる。広陵町は人事委員会が置かれていない団体である。

人事委員会が置かれている団体は、人事院勧告の内容及び当該団体の民間賃金動向等を総合的に勘案して人事委員会が勧告を行い、国の人事院勧告の取扱いに関する閣議決定を受けて、具体的な給与改定方針が決定される。

広陵町のように人事委員会が置かれていない団体については、国の取扱いや、都道府県の勧告等を受けて、具体的な給与改定方針が決定される。この給与改定方針に基づき関係条例の改正案を議会に上程し、改正案の成立後に公布施行となる。

広陵町では、特別職の給与改定について、基本的には人事院勧告を踏まえた特別職の国家公務員の給与改定に準じて行っており、議会議員も同様に行っている。特別職の給与改定では、最終的に特別職自らの意向により改定を見送る方針を決定することもあり、議会議員や国との相違が生じてきている。

## 【資料 9】 国家公務員の給与改定一覧表

一般職の国家公務員の給与改定一覧表を掲載している。

広陵町では、一般職についても、国家公務員と同様に実施してきており、令和 4 年の改定は、給料・賞与とも引上げを検討しているところである。

## 【資料 10】 期末・勤勉手当支給月数の推移

国及び広陵町の期末・勤勉手当の支給月数の推移を掲載している。

特別職の給与改定は、この期末手当の率を改定することになり、薄いオレンジ色がついている箇所は、国の支給率と相違するものである。特別職自らの意向により、不祥事等の責任により給料額を減額しており、期末手当についても、国に準じた支給率の引上げを見送った時期があるため相違が生じている。

## 【資料 11】 令和 2 年分民間給与実態統計調査

民間給与の実態統計調査は、昭和 24 年分から始まって、毎年実施されている。調査の目的は、統計法に基づく基幹統計である「民間給与実態統計」の作成を目的とする調査であり、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにしている。

その資料の抜粋で、資料の左側が事業所規模別の平均給与ということで、合計 5,245 万人という調査をした中でどうかということに掲載している。一番多いのが 100 人から 499 人、1,138 万人対象で 21.7% となっているが、その平均で男性 511 万 4 千円、女性 311 万 7 千円、平均をとると 430 万 9 千円という金額が出ている。町の職員数（正職員）が約 250 名であるので、このあたり

になる。

資料の右側のほうが100～499人の事業所と町職員の平均給与を年中別で、過去10年間程度の推移を抜粋している。町職員の方は、平成25年と令和元年を除いて伸び率がマイナスとなっており、平成27年からは400万円を下回っている。これは、町職員の平均年齢が、定年退職者及び新規採用者の増加により、比較的低くなったことが原因と思われる。

**【追加資料】令和4年度施政方針、第5次広陵町総合計画、令和3年度決算カード**  
事前に送付していなかったが、参考に追加資料として配布した。

### 【補足説明（資料3、資料10）】

補足説明として、資料3の現在条例上の額と実支給額が相違する点について、その経緯を説明した。また、資料10の期末手当の率を改定することに関連して、今回、議会議員及び特別職の期末手当の改定を特別職の国家公務員の給与改定に準じて行うことについて意見を求める趣旨を説明した。

## (2) 審議

### ○質疑

- ・ 「町長の意向で責任を取って減額」という言葉が何度か出てくるが、町長の意向があれば、条例より意向の方が上になるのか？責任があるから減額するというのは、条例あるいは議会で決定されたことなのか？  
⇒ 意向は、あくまで条例上に反映することになる。例えば、不祥事があったので3ヶ月だけ給料を10%減額するという意向があれば、その旨の条例改正案を議会に上程し、議会で承認を受けて初めて減額することになる。
- ・ 町の財政において、どの程度が職員の給与に充てられているのか？また、現在の財政状況は減額しなければならない状況にあるのか？増額という答申を出した場合、実現することは可能な状況なのか？  
⇒ 町の財政状況として、赤字になっている、多大な借金があって財政の再建団体の一歩手前であるといったような、世間一般で言われる財政状態が悪いというような状況ではない。職員の人件費は、直近で令和3年度の決算が出ているが、人件費の割合は、全体の14.3%、額にすると21億6千万円、決算額は151億5千万円に対してそのうちの21億6千万円が人件費、さらに細かく言うと、職員の給与はそのうちの12億5千万円となっている。3年ほど前から会計年度任用職員という制度が始まり、従前は非常勤職員の賃金は物件費だったが、人件費にあてるということになったため、従前に比べると多くなっている。  
⇒ (令和3年度決算カード配布後の補足説明)  
財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率いずれも悪くない数値である。
- ・ 類似団体の給料月額資料があるが、こちらはどこかで公表されているのか？  
⇒ 総務省の地方公務員実態調査で公表されている。
- ・ 今の町長の任期はどれぐらい残っているのか？  
⇒ あと3年である。
- ・ その町長が在任されている間、減給されるということか？

⇒ お見込みのとおり。

- ・ 今回も答申とは別に町長の意向があれば、答申を町長の意向で上書きされた条例改正を行うことになるのか？

⇒ 町長の意向については、現時点では分かりかねる。

審議会では、あくまで条例上の額が広陵町の町長の給料額としてどうかということ議論していただきたい。

⇒ (補足説明)

町長の意向だけで変わるという訳ではない。議会制民主主義において、その意向にそった条例改正を議会に通さなければならないので、意向があってもそれが通るかどうかは別問題である。特別職は、その報酬を決める法的な仕組みがないので、社会・経済・財政状況の観点から民意を反映することになっている。審議会では各分野の知見をもって議論し、その答申をもって町長が判断することになる。

- ・ 資料7で類似団体を給料額順で並べているが、人口ではどうなっているか？財政規模では？人口、財政規模をそろえた中で給料額のランキングがあれば参考になる。

⇒ 次回にお示しさせていただく。

⇒ (補足説明)

類似団体というのは人口と産業で区分しているため、例えば人口ランキングで並び替えてもさほど変わらない。この類似団体に入っていない要素は財政状況である。全国の財政力指数が0.6～0.7の団体の報酬の平均額は、82万円ぐらいということになっている。

#### ○意見

- ・ 民間で100人以上の社員がいる会社の社長であれば、年収2千万円を下るようなことはないと思う。トップの給与がこの金額では、町長のなり手がなくなるのではないかと？重い職責の割には報われない金額である、選挙をしてまでなるような職ではないのではないかと考えるのが、一般の人達の考え方ではないか？
- ・ 公職に携わるものが何から効用を得ているのかというと、給料だけではなく、公職に携われること自体、公共の利益に服すること自体に効用を得ている。また、政策の実現という点でも効用を得ている。民間では間接的に地域の政策に関与することはできても、直接的な権限はない。このようなことから、比較的低い給料でも効用を得られるというロジックがある。公共と民間の決定的な違いであると言える。
- ・ 人口、財政等のランキングから考察することも必要だと思うが、例えば、小さな団体でも休みなく働いているようなところもある。公共と民間の違いの話もある。財政が潤っている等、果たしてそれだけで判断していいのか？例えば夕張のように、努力して改善してきているというような場合、その努力は評価するべきではないか等、考慮要素はたくさんあると思う。

#### ○資料提出依頼

- ・ 人口、財政規模をそろえた中で給料額のランキングがあれば参考になる。  
→準備する。

## 10 その他

会長 時間も来たので、今回の審議はここまでにしたいと思う。次回は、期末手当の改定についてから始めたいと思う。事務局から連絡があればお願いします。

事務局 事務連絡の説明（次回日程：11月1日 午後3時15分から開催）

会長 それではこれをもって第1回目の審議会を終了する。皆様お疲れ様でした。

午後5時 閉会

以上